

第 3 章

災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

(全 部)

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

1 復旧事業の方針

(1) 災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、村は、防災関係機関と連携を図り、実施に必要な職員の配備、また、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について検討し、措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成と査定の促進

被災施設の復旧事業の計画を速やかに作成し、国、県又は村が復旧事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものについては、村又はその他の機関は復旧事業費の決定若しくは決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。

査定を行う必要のある事業については、速やかに査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定

激甚災害が発生した場合、村及び県において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

(4) 復旧事業の計画に際しての留意事項

ア 緊急事業の決定

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、緊急事業を定め、適切な復旧を図る。

イ 復旧事業の計画化

再度災害防止のため、災害復旧事業と合わせ施行することが適切な施設の新設又は改良に関する事業が行われるよう配慮する。

ウ 復旧事業の総合化

他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

エ 事業期間の短縮化

災害地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等、具体的に

検討のうえ、事業期間の短縮に努める。

(5) 災害復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、迅速な実施を図り、実施効率を上げるよう努める。

(6) 国の支援

ア 村は、大規模災害が発生した場合、あらかじめ締結した協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応等の支援について、県を通じて国（国土交通省）に要請する。

イ 国（国土交通省）は、村からの要請がない場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、アの支援を実施するものとする。

(7) 暴力団排除活動の徹底

暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努め、復旧事業の関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 復旧事業計画の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川災害復旧事業計画

イ 砂防施設災害復旧事業計画

ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画

オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

カ 道路災害復旧事業計画

キ 下水道災害復旧事業計画

ク 公園災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 簡易水道災害復旧事業計画

(4) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(5) 公立学校施設災害復旧事業計画

(6) 公立医療施設災害復旧事業計画

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(8) 通信、輸送、電力等災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

第2節 被災者の生活確保計画

(総務課・保健福祉課)

村は県及び関係機関と連携し、災害時の混乱状態を早期に解消し住民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。

1 生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容について関係機関と協議のうえ、対応策を講ずる。

2 り災証明書の交付及び被災者台帳の作成（資料12-3参照）

- (1) 村長は、災対法第90条の2に基づき、村域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者からり災証明書の申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他村の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面「り災証明書」を交付する。そのため、村長は、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成及び他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保等に努める。
- (2) 村長は、法第90条の3に基づき、村域に災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

なお、災害発生後、り災証明書の発行から各種の被災者支援策への活用までの流れについては、次のとおりである。

3 職業の斡旋

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、職業斡旋のための積極的な求人開拓を実施する。また、必要に応じて広域職業紹介を利用し、広く就職の機会の提供を行う。
- (2) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所に被災者のための臨時職業相談窓口を開設する。
- (3) 県と連携し、県立高等技術専門学校において、被災者に対する職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得ができるよう努める。

4 援助資金の貸付等

(1) 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しいしょうがいを受けた者に対して災害しょうがい見舞金を支給する。(次表参照)

(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）)

種別	対象となる災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
災害弔慰金	<p>自然災害であり、かつ下記のいずれかに該当するものであること</p> <p>1 村の区域内において、住家滅失世帯数が5以上であること</p>	<p>1 実施主体村 (村条例に基づく)</p>	<p>死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖母</p>	<p>1 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内</p> <p>2 その他の場合 250万円以内</p>	<p>1 支給方法 村が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する</p>
災害しゅうがい見舞金	<p>2 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上であること</p> <p>3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で、厚生労働大臣が認めたもの</p>	<p>2 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4</p>	<p>対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき下記のしゅうがいを有する者に支給する</p> <p>1 両眼が失明した者 2 咀嚼及び言語の機能を廃した者 3 神経系統の機能又は精神に著しいしゅうがいを残し、常に介護を要する者、胸腹部臓器の機能に著しいしゅうがいを残し、常に介護を要する者 4 両上肢をひじ関節から先を失っ</p>	<p>1 しゅうがいを受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内</p> <p>2 その他の場合 125万円以内</p>	<p>2 支給制限</p> <p>①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合 (村長の判断による)</p> <p>②下記の規則等に基づく支給がある場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規程 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 ③その他村長が支給を不相当と認める場合</p>

			た者 5 両上肢の 用を全廃し た者 6 両下肢を ひざ関節か ら先を失っ た者 7 両下肢の 用を全廃し た者 8 精神又は 身体のしょ うがい が重複する 場合にお ける当該 重複する しょうが いの程度 が前各号 と同程度 以上と認 められる 者	
--	--	--	--	--

(2) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害による生活基盤への著しい被害に対して、被災者生活再建支援金を支給し、その生活を支援することで、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図る。

(根拠法令：被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）)

ア 制度の対象となる自然災害

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (イ) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (ウ) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (エ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (オ) (ア)～(ウ)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (カ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、
 - ・ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ・ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

イ 制度の対象となる被災世帯

上記アの自然災害により、

- (ア) 住宅が「全壊」した世帯

- (イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (ロ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (ハ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

ウ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- (ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (イ(ア)に該当)	解体 (イ(イ)に該当)	長期避難 (イ(ウ)に該当)	大規模半壊 (イ(エ)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- (イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

エ 支給手続

支給申請は村に対して行い、提出を受けた村は申請書等の確認を行いとりまとめのうえ、県に提出する。県は、当該書類を委託先である（財）都道府県会館に提出する。

- (3) 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	災害救助法が適用された自然災害	1 実施主体村 (村条例に基づく) 2 経費負担	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 1人世帯 220万円	1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円以内 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失又は流出	1 申請被害を受けた後3か月以内 2 据置期間3年 (特別の事情のある場合5年) 3 償還期間据置期間経過後7年 (特別の事

		国2/3 県1/3	2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上 の場合 1人増す ごとに30万 円を加算し た額 但し、そ の世帯の住 家が滅失し た場合は 1,270万円	350万円以内 3 1と2が重複 した場合 ア 1と2アが 重複 250万円以内 イ 1と2イが 重複 270万円以内 ウ 1と2ウが 重複 350万円以内 4 次のいずれか の事由に該当す る場合で、かつ 被災した住居を 建て直す際に、 残存部分を取り 壊さざるを得な いなど特別の事 情がある場合 ア 2イの場合 250万円以内 イ 2ウの場合 350万円以内 ウ 3イの場合 350万円以内	情のある場合 5年) 4 償還方法 年賦又は半 年賦 5 貸付利率 年3% (据置期間中 は無利子) 6 延滞利息 年10.75%
--	--	--------------	--	--	---

(4) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付を行う。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

(根拠法令等：生活福祉資金の貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9号）)

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金	災害救助法の適用されない小規模の自然災害、及び火災等自然災害以外の災害など	1 実施主体 県社会福祉協議会 2 窓口 村社会福祉協議会 及び民生委員	災害を受けたことにより困窮し、自立更生をするために資金を必要とする低所得世帯	150万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 年3% (据置期間中 は無利子)

住 宅 資 金			災害による被害を受けるなど、住宅の増改築、補修等に資金を必要とする低所得世帯など	150万円以内 (特に必要と認められる場合 245万円以内)	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 (左記の特に必要と認められる場合9年以内) 3 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子)
生 活 福 祉 資 金	被害の程度に応じて、上記資金の重複貸付が可能である		上記のとおり	1 家財のみ破損 150万円以内 2 住宅の半壊・半焼 170万円以内 3 住宅の全壊・全焼 250万円以内 4 3の場合でかつ特別の事情のある場合 350万円以内 5 上記2、3において被災した住宅を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 (上記2の場合) 250万円以内 (上記3の場合) 350万円以内	

(5) 母子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）及び寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童、寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる次の特例

措置がある。

(根拠法令：母子及び寡婦福祉法)

貸付金の種類	被害の種類	被害の程度	据置期間の延長期間
事業開始資金	住宅又は家財の被害	15,000円以上 30,000円未満	6か月間
		30,000円以上	1年間
事業継続資金 及び住宅資金	住宅又は家財の被害	15,000円以上 30,000円未満	6か月間
		30,000円以上 45,000円未満	1年間
		45,000円以上	1年6か月間
事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であって、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から1年以内に貸付けられるものについては、その据置期間を、貸付の日から2年をこえない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、期間の延長をすることができる。			

5 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等

(1) 住宅相談窓口の設置

村は県と連携を図り、独立行政法人住宅金融支援機構を利用した災害復興住宅資金の融資に係る臨時相談窓口を設置する。

(2) 災害復興住宅融資

村は県と連携を図り、住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが被災者に対し円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施する。

(3) 地すべり関連住宅資金

村は県と連携を図り、地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資について、融資制度の内容の周知や、申込手続に関する助言等を行う。

6 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、村は県と連携を図り、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、村は、災害住宅の状況を速やかに調査して県及び国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定が早期実施が得られるよう努める。

〔県〕

県は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て物件の紹介に努める。

第3節 被災中小企業の振興、農林漁業者への融資計画

(地域振興課・農林建設課)

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林漁業の生産力回復を図るため、村は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

1 中小企業復興資金

- (1) 被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行い、県が実施する対策に協力する。
- (2) 再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。
- (3) 被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

2 農業災害に対する融資制度

(1) (株)日本政策金融公庫からの融資

ア 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通

イ 農業基盤整備資金

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通

ウ 貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	農業用施設・農機具等の復旧 果樹の改植・補植、農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧	農協・農協連、土地改良区・同連合会、5割法人・団体、農業共済組合・同連合会等	日本政策金融公庫の定める利率による(変動あり)	10～25年以内	3～5年以内

	(主務大臣指定施設) 農業用施設、果樹の定植、樹園地の整備、果樹棚の設置、樹苗養成費等	農業を営む者	日本政策金融公庫の定める利率による(変動あり)	15年以内	3～10年以内
農業基盤整備資金	農地、牧野又はその保全、若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・農協連等	日本政策金融公庫の定める利率による(変動あり)	20年以内	10年以内
農林漁業セーフティネット資金	天災等による物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を受けた経営の再建	農林漁業を営む者	日本政策金融公庫の定める利率による(変動あり)	10年以内	3年以内

※利率は変動します。利用の際、融資機関へ確認してください。

(2) 経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講ずる。(天災資金)

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	貸付限度額
天災資金	経営資金 一般天災(注1)	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、漁具、稚魚、漁業用燃料等購入、漁船の建造・取得等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者 ① 農業にあっては、年収量30%以上の減収でかつ年収10%以上の損失額又は30%以上の樹体損失額のある者 ② 林業、漁業にあっては、年収入	6.5%以内	3～6年以内	個人 200万円 法人 2,000万円

		激甚災 (注1)		10%以上の 損失額のある者又は50% 以上の施設 損失額のある者		4～7年 以内	個人 250万円 法人 2,500万円
事業 資金	一般天 災 (注1)	天災により被 害を受けたた めに必要とな った事業運転 資金	在庫品等に著 しい被害を受 けた農協、農 協連、森組、 森組連、水協	6.5%以内	3年 以内	組合 2,500万円 連合会5,000万円	
	激甚災 (注1)					組合 5,000万円 連合会7,500万円	

(注) 1 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚災害法の適用をも受ける天災をいう。

2 貸付利率は、天災融資法の発動の都度、前記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮して設定している。

3 林業災害に対する融資制度

(1) ㈱日本政策金融公庫からの融資

ア 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通

イ 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は平成23年4月20日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業 施設資金	(共同利用施設) 造林、林産物の生 産・流通・加工・販 売等に必要な共同利 用施設の復旧	森林組合・同 連合会、中小 企業等協同組 合、5割法 人・団体、林 業振興法人等	0.75～ 1.60%	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 造林、林産物の生 産・流通・加工・販 売等に必要な機械そ の他施設の復旧	林業を営む者	0.75～ 1.45%	15年以内	3年以内
林業基盤 整備資金	(造林) 台風、異常降雪等 による被害森林の復 旧(補助対象事業)	林業を営む 者、森林組 合、同連合会	0.75～ 1.60%	30年以内	20年以内

	(樹苗養成施設) 樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	0.75～ 1.45%	15年以内	5年以内
	(林道) 自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設 (林産物搬出用機械含む)の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	0.75～ 1.60%	20年以内	3年以内
農林漁業 セーフティ ネット 資金	天災等による物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を受けた経営の再建	農林漁業を営む者	0.75～ 1.05%	10年以内	3年以内

4 漁業災害に対する融資制度

(1) ㈱日本政策金融公庫からの融資

ア 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設等の復旧に要する費用を融通

イ 漁業基盤整備資金

漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用を融通

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業 施設資金	(共同利用施設) 水産業協同組合等 (漁業生産組合を除く)が設置する内水面養殖施設及びその他共同利用施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、漁業振興法人	日本政策金融公庫の定める利率による(変動あり)	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 内水面養殖施設等の復旧	漁業を営む者	日本政策金融公庫の定める利率による(変動あり)	15年以内	3年以内
漁業基盤 整備資金	漁場及び水産種苗生産施設等の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、水産振興法人	日本政策金融公庫の定める利率による(変動あり)	20年以内	3年以内

(2) 経営資金等の融通（天災資金）

前記2(2)を参照

第4節 義援金の受入れ・配分等に関する計画

(財務会計室)

災害時には、多くの義援金の送付が予想される。村は、寄せられた義援金を公正・適正に被災者に配分するために、日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と連携を図りながら、募集、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

また、寄託を受けた義援金の配分を行う場合、住民・企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

1 義援金の募集

村は、県及び日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、村が保有する広報媒体のほか、報道機関等を通じて、国民への周知を図る。

2 義援金の管理

村は、県、日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関との連携のもと、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

配分委員会は、寄託された義援金について、村を通じて被災者に配分するまでの間、適正に管理する。

3 義援金の配分

(1) 義援金の配分については、日本赤十字社奈良県支部、その他義援金募集関係機関と義援金配分委員会等（以下「配分委員会等」という。）を設置し、公平かつ迅速な配分を行うものとする。

(2) 配分委員会等は、以下のことについて検討するものとする。

- ア 配分金額
- イ 配分対象者
- ウ 配分方法
- エ その他義援金配分に関すること

〔県〕

日本赤十字社奈良県支部、義援金募集委員会、配分委員会等の要請により、義援金の募集活動及び配分活動を支援するため、県が保有する広報媒体を利用した広報活動や、その他必要な支援を行うことになっている。

〔関係機関〕

- 日本赤十字社奈良県支部

- (1) 義援金の募集・受入れ・管理を行うとともに、新聞社等の報道関係機関や各種団体が行う募金活動が適切かつ効果的に行われるよう、義援金募集委員会等を組織するなど、その連絡調整等に努めるものとする。
- (2) 日本赤十字社奈良県支部、又は日本赤十字社奈良県支部が中心となって組織された義援金募集委員会等が義援金の配分を行う場合、配分委員会等の設置や配分基準・方法等を示した配分計画を策定するなど、公平かつ適切な配分の実施に努めるものとする。
 - ア 配分委員会等を設置する場合の委員等の選考に当たっては、学識経験者・福祉関係者・被災地域の住民代表・行政関係者等を交えるなど、第三者的機能をもたせる。
 - イ 義援金の配分計画を策定したときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。
 - ウ 配分計画に基づき配分を行うときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。
 - エ 義援金にかかる全ての配分を終了したときは、県に対してその状況を報告するとともに、報道機関等の協力を得るなどして、住民や企業等へ公表する。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

(全 部)

村は、激甚と認められる災害が発生した場合、速やかに激甚災害の指定を受けられるよう努める。

1 激甚災害に関する調査

村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

〔県〕

- (1) 知事は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせることにしている。
- (2) 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるようにする。

2 特別財政援助額の交付手続等

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出しなければならない。

第6節 災害復旧・復興計画

(全 部)

災害発生後から被災者が、速やかに再起できるよう各種支援、社会経済基盤の再構築を図るとともに、甚大な被害を受けた地域について、県と連携して復旧・復興計画を作成する。

1 基本方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

村は、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場にしょうがい者、高齢者、女性等の参画を促進する。

2 復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興に当たっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・住民生活を目指し、発災後、住民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際はしょうがい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(1) 復旧・復興基本方針及び復旧・復興計画

村は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、復旧・復興計画を策定する。

ア 基本方針

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な環境を目指し、「村づくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを住民の理解を求めながら実施する。

イ 実施計画

(7) 防災村づくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

a 公園、河川等のオープンスペースの確保等について単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエー

ション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

b 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつその解消に努める。

c 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。

d 住民に対し、新たな村づくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となる村づくりを行う。

(4) 住民は、再度の災害を防止するための、より安全で快適な村づくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のための村づくりでもあることを認識し、防災村づくりへの理解に努める。

(2) 事前の復旧・復興対策

復旧・復興に当たっては、限られた時間内に意思決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。

(3) 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期に防災村づくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行う。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

〔県〕

県は、市町村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ県は、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。

3 復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、村は、災害の規模等に応じて、適宜災害復旧・復興本部等の体制を確立し、次の業務を適宜実施する。

- (1) 復旧・復興基本方針（復興ビジョン）の決定
- (2) 復旧・復興計画の策定
- (3) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (4) 県その他の防災関係機関に対する復旧・復興対策の実施又は支援の要請
- (5) 県の設立する復興基金への協力

- (6) 復旧・復興計画の進捗管理
- (7) 被災者の生活再建の支援
- (8) 相談窓口等の運営
- (9) 民心安定上必要な広報
- (10) その他の復旧・復興対策

